

重要

高校授業料の無償化を受けるには、申請が必要です！



©2014 大阪府もずやん



こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん

高等学校等就学支援金について

本制度は高校生の授業料を無償とする制度であり、返済の必要はありません。
今回の申請が認定された場合は、令和8年4月から令和9年3月までの授業料が無償となります。
申請がない場合、授業料をご負担いただくこととなりますので、必ず手続きを行ってください



申請の方法（オンラインで申請）

お手持ちのスマートフォン・パソコン等により、

①「高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）」にアクセス



e-Shienログインはこちらから

(<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>)

② 同封の「ログインID・パスワード通知書」に記載のID・パスワードでログインし、申請してください。



申請方法マニュアルはこちらから

※【**新入生用**】を参照

(<https://www.osaka-c.ed.jp/blog/seibi/information/2026/05/20-302922.html>)

※「ログインID・パスワード通知書」は、次回申請時にも使用するため、大切に保管してください。

※オンライン申請がわかりにくい場合は、学校事務室にお問い合わせください。

！申請をしないと無償化になりません。

下記期限までに申請しなかった場合、授業料をご負担いただきます。

申請期限：令和8年6月14日(日)

※日本国籍を有しない生徒については、後日住民票の写しほか必要書類の提出や、別途手続きをお願いします。

※在留資格が「留学」の生徒は、無償化制度の対象外となり、授業料のお支払いが必要です。

制度内容について

令和8年度からの高等学校等就学支援金（新制度）について

今年度から制度が変わり（新制度）、所得要件が撤廃され、日本国籍及び在留資格等の要件を満たしている生徒について、授業料が無償となります。

【本制度の対象となる生徒】

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

📎 新制度の対象外となる生徒への支援制度について

新制度の対象外となる下記の生徒については、以下による無償化制度があります。手続きについては、新制度（オモテ面記載）が申請された後にご案内します。

（※上記②から⑦に当てはまらない外国籍の生徒に申請していただく制度です）

新入生

（但し、「留学」を除く）

こうこうせいとう・しんしゅうがくしえんせいど 高校生等・新修学支援制度

- 世帯年収約910万円未満の世帯に属する生徒

※収入要件に当てはまらない世帯向けの支援制度については、現在大阪府で検討中ですので、しばらくお待ちください。

👤 お問い合わせ

- 大阪府立成美高等学校 事務室 【電話】072-299-9000
- 大阪府教育庁 施設財務課 就学支援金担当

各制度の詳細は、大阪府HP「府立高等学校の授業料と就学支援金について」をご参照ください

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html>)



©2014 大阪府もずやん

【電話で相談する】 府民お問い合わせセンター ピピっとライン：06-6910-8001
（平日9:00～18:00 土日祝休み）